

資料1-1

愛知県外来医療計画について

1. 策定の趣旨

2018(平成30)年7月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が制定され、都道府県は外来医療計画を策定して、外来医療に関する情報の提供を行うとともに、外来医療機関間での機能分化・連携の方針等を協議する場を設置して、外来医療に係る取組を推進することとなった。

2. 計画の位置づけ

外来医療計画は、医療計画の一部として位置づける。

3. 計画期間

2024(令和6)年度から2026(令和8)年度までの3年間とする。

4. 協議の場

各構想区域の地域医療構想推進委員会を計画策定後の協議の場として設定。

※ 外来医療計画は医療計画の一部であるため、現行の外来医療計画策定時と同様、計画策定時は圏域保健医療福祉推進会議で検討を行う。

5. 改正のポイント

紹介受診重点医療機関に関する記載を追加。

※ 外来医師偏在指標に基づく外来医師多数区域は、名古屋・尾張中部医療圏のみとなる予定。

6. 今後のスケジュール(予定)

令和5年	7月	医療審議会医療体制部会
	7月～8月	圏域保健医療福祉推進会議
	10月	医療審議会医療体制部会
	11月	医療審議会
令和6年	1月	パブリックコメント
	2月	医療審議会医療体制部会
	3月	医療審議会 答申・公示